

平成22年度

社会福祉法人 柳川市社会福祉協議会事業計画

《重点目標》

1. 安定的財政運営及び社協基盤の強化
2. 地区社協の組織体制の強化と事業推進の支援充実
3. 制度改正された生活福祉資金事業への的確な対応
4. 介護サービス事業の経営の安定化と質の高いサービスの提供

法人経営部門

- ①理事会・評議員会等の開催
- ②財務管理
- ③職員の教育強化や研修、能力開発等の人事管理
- ④情報機器システムの管理
- ⑤福祉人材育成のための実習生受け入れ
- ⑥本所、支所間の緊密な連携
- ⑦所轄庁への届出や対外的な法的対応業務
- ⑧関係機関・団体との連絡調整

地域福祉活動推進部門

1. ボランティア育成・福祉教育

- ①ボランティア相談・登録・斡旋事業
- ②ボランティア入門講座の開催
(ボランティア活動への関心を高め、活動場面を学ぶために)
- ③災害救援ボランティア養成講座の開催〔校区レベル以下の小地域で4か所〕
(突然の災害に備えて、住民のボランティア活動を円滑に進めるために)
- ④ボランティア団体への支援
- ⑤障がい者問題啓発セミナー
(すべての人の完全参加と平等について、理解と認識を深めていくために)
- ⑥新入学児福祉啓発下敷き配布事業
(赤い羽根広報用の下敷きを新入学1年生全員に贈り、啓発活動を行う)
- ⑦市民福祉講座の開催
(市民に関心の高い時事福祉問題や暮らしに役立つテーマについての学習の場)

⑧児童遊園遊具補修助成事業

(子どもの事故防止のため、地域の児童遊園遊具の補修助成を行う)

2. 調査・広報・普及

①社協だよりの発行／年6回

②市民福祉座談会の実施／年35箇所程度

(社協事業や財源に対する理解を促しながら、市民の福祉課題に向き合う場として実施する)

③ホームページによる配信

(インターネットを利用し、社協への理解とさまざまな事業の情報を提供する)

④各種基礎調査

⑤社会福祉大会の開催／大和地区で、10月16日開催予定

(社協活動への理解を深め、地域福祉活動を推進するための会費・共同募金・寄附金への認識を高めてもらうことを目的に行う)

⑥児童福祉月間ポスターによる啓発

⑦老人福祉月間ポスターによる啓発

⑧福祉啓発機器等貸与事業

(地域福祉活動の啓発・促進を図るために視聴覚機器を貸与する)

⑨高齢者疑似体験用具貸与事業

(高齢者の身体的機能を疑似的に体験し、学習するために実施する)

⑩広報ビデオ作成

(社会福祉協議会の活動に対する理解を図るため、活動記録テープを作成し、団体の会合等に活用する)

⑪共同募金運動の推進

3. 小地域福祉ネットワーク・よりあい活動

①個別地区社協支援〔柳川地区、三橋地区、大和地区〕

②地区社協代表者連絡会議〔全体会・年2回〕

③地区社協代表者連絡会議〔3地区部会・年2回〕

④よりあい活動支援室内遊具貸与事業

(小地域のよりあい活動へ、介護予防のための室内遊具を貸与する)

4. 当事者及び当事者団体支援

①各福祉団体活動の支援

②住環境改善機材貸与事業

(高齢者や障がい者の生活環境の改善や公共のためのボランティア活動を支援するために作業用機材の貸与を行う)

③子育て支援セミナー

(育児に不安を抱える家庭をサポートし、安心な子育てを応援するために実施)

④ひとり親家庭事業支援

⑤歳末たすけあい事業支援

⑥被災者支援事業

(火災による被災者世帯へ寝具の救援物資を支給する)

⑦物故者への敬供事業

(物故者の霊前に灯籠と弔意を贈り、生前の労に感謝する)

市民福祉サービス部門

1. 生活福祉資金貸付事業

他の貸付制度が利用できない低所得世帯・障害者世帯・高齢者世帯等に対し、資金の貸付けと併せて必要な相談支援を行うことにより、経済的自立と生活の安定を図る。

○資金種類 (総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金)

2. 臨時特例つなぎ資金貸付事業

解雇や雇止め等により住居を喪失し、その後の生活維持が困難である離職者に対し、失業給付など公的給付制度受給までの間の生活費を貸付けることにより、生活の安定を図る。

3. 日常生活自立支援事業

基幹の社協(久留米市社協)との連携のもと、生活支援員を配置し、認知症・知的障害・精神障害がある方等で、判断能力が不十分のため日常生活でお困りの方へ、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理及び書類等の預りサービスを行う。

4. 総合相談事業

福祉に関する総合相談窓口や心配ごと相談所を設置し、住民の日常生活上のあらゆる相談に応じ、適切な助言や他の専門機関への紹介を行う。

①日常的な総合相談窓口

②心配ごと相談 (支所の相談所を廃止し、本所の相談所へ統合)

○毎週木曜日 10:00~15:00 柳川総合保健福祉センター

5. 福祉用具貸与事業

在宅の寝たきり者や障害児者及び一時的に病気やけがをされた方等に対して、福祉用具を貸与することにより、利用者及び介護者の日常生活の支援を行う。

①電動ベッド ②車イス ③歩行器 ④松葉杖 ⑤乳児用ベッド

6. ハンディキャブ貸与事業

車いす利用者や歩行が著しく困難な方に対し、ハンディキャブ（福祉車両）を貸与することにより、利用者の社会参加と日常生活の向上を図る。

7. 福祉バス事業（市受託事業）

福祉団体等の視察研修及び大会等参加のため福祉バスの運行。

8. 福祉巡回バス事業（市受託事業）

交通手段を持たない住民の方の社会参加を促進するための福祉巡回バスの運行に関する一部業務。

9. 大和・三橋老人福祉センターの管理運営（市受託事業）

市が設置する大和・三橋老人福祉センターの管理運営。

10. 柳城児童館の管理運営（市受託事業）

市が設置する柳城児童館の管理運営。

在宅福祉サービス部門

1. 介護保険事業

要介護状態にある高齢者に対し、利用者との契約によりケアプランに基づき、適正なサービスを提供する。

- ①訪問介護事業（ホームヘルプサービス）
- ②訪問入浴介護事業
- ③居宅介護支援事業（ケアマネージメント）

2. 予防給付事業

要支援状態にある高齢者に対し、利用者との契約により、ケアプランに基づき、利用者サービス目標を共有し、自立の可能性を最大限に引き出す適正なサービスを提供する。

- ①介護予防訪問介護事業
- ②介護予防訪問入浴介護事業
- ③介護予防支援事業（地域包括支援センターからの受託事業）

3. 障害福祉サービス事業

自立支援給付決定を受けられた身体・知的・精神障害の方に対し、利用者との契約により、自立生活及び社会参加を図るために適正なサービスを提供する。

- 身体障害者・知的障害者・障害児・精神障害者居宅介護事業（ホームヘルプサービス）

4. 地域生活支援事業(市受託事業)

①移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者(児)の地域における自立生活及び社会参加を図るために、日常生活の外出支援を行う。

②相談支援事業

障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行う。また、各関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助を行う。

③重度身体障害者(児)訪問入浴サービス事業

在宅の重度身体障害者(児)の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供する。

5. 生活管理指導員派遣事業(市受託事業)

介護保険非該当者で、一人暮らしなどの理由で家事援助が必要な方に対して、ホームヘルパーを派遣し、簡単な家事等の日常生活に対する指導・援助を行う。

6. 高齢者生きがい活動支援通所事業(市受託事業)

趣味活動等のサービスを提供し、孤立感の解消、並びに介護予防を図り、高齢者の生きがいと社会参加の促進を図る。

7. 母子家庭等日常生活支援事業(市受託事業)

母子家庭、寡婦、及び父子家庭にホームヘルパーを派遣して、日常生活の援助を行う。

8. エンゼルサポーター派遣事業(市受託事業)

2人以上の多胎児を養育している家庭に対し、ホームヘルパーを派遣し、家事、育児等に関する支援を行う。